

## 地域公共交通確保維持改善計画（フィーダー系統）車両購入の変更届出について

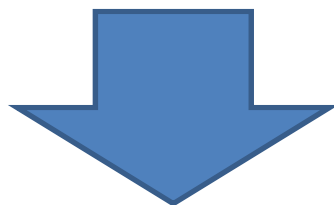
平成30年度に申請した「平成31年度 地域公共交通確保維持改善計画」の藤岡地域バスにおける車両購入について、以下のとおり車両購入路線を西市野々線から三箇線に変更する。（必要書類の表8を添付）

○平成31年度 豊田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画

### 13. 車両の取得に係る目的・必要性

対象車両：藤岡地域バス ふじバス 西市野々線

上記の路線で使用している車両は、購入から9年以上を迎え、経年劣化により車両故障が増えている状況であることから、新規車両を購入する必要がある。



### 13. 車両の取得に係る目的・必要性

対象車両：藤岡地域バス ふじバス 三箇線

上記の路線で使用している車両は、購入から9年以上を迎え、経年劣化により車両故障が増えている状況である。

**平成31年度時点では、西市野々線の車両を先に購入する予定であったが、三箇線の車両の老朽化・劣化が著しいことから車両購入路線の変更届出を行う。**

※車両購入路線の変更に伴い、別紙「令和2年度 豊田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画」の13～16の記入欄を追記。

公共交通会議後、豊田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更届出書を提出。

表8 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月
				イ	ロ	ハ		
豊田市	豊栄交通(株)	1	( ) 藤岡地域バス (三箇線)	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36人	H32年1月
		2	( )					
		3	( )					
		4	( )					
		5	( )					

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者							
別添「表1」参照							
【稲武地域バス】							
◆ 運行事業者							
事業者名：豊栄交通株式会社							
所 在：豊田市深田町1丁目126番地1							
連 絡 先：0565-74-1110							
◆ 運行系統の概要							
系統名	運行系統			運行日数	運行回数	1回あたりのサービス提供時間	計画サービスの提供時間
	発地	区域	着地				
稲武地域バス	大野瀬	稲武地域	小田木	236日	236回	8時間	1,888時間
※8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休							
◆ 運行事業者の選定理由							
平成28年1月21日プロポーザル方式により選考会を実施							
運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定							
令和2年度に次期運行事業者選定のプロポーザル方式による選考会を実施予定							
【藤岡地域バス】							
◆ 運行事業者							
事業者名：豊栄交通株式会社							
所 在：豊田市深田町1丁目126番地1							
連 絡 先：0565-74-1110							
運行系統の概要（平成30年4月現在）※1月1日は運休。							
系統名	運行系統			運行日数	運行回数	キロ程	計画実車走行キロ(km)
	発地	区域	着地				
三箇線①	大平	上渡合北	藤岡南中学校前	363日	485.5回	往 24.6 km 復 24.6 km	23,643.6
三箇線②	大平	上渡合北	メグリア藤岡店	363日	1,092回	往 26.2 km 復 26.2 km	56,732.0
西市野々線①	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	藤岡南中学校前	243日	243回	往 22.7 km 復 — km	10,890.0
西市野々線②	メグリア藤岡店	北一色	西市野々生活改善センター	363日	606.5回	往 — km 復 23.7 km	28,458.5
西市野々線③	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	メグリア藤岡店	363日	606.5回	往 24.3 km 復 — km	29,185.1
西市野々線④	藤岡南中学校前	北一色	西市野々生活改善センター	243日	121.5回	往 — km 復 22.1 km	5,277.9
西市野々線⑤	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	加茂丘高校前	243日	121.5回	往 13.9 km 復 — km	3,301.7
◆ 運行事業者の選定理由							
平成28年1月21日プロポーザル方式により選考会を実施							
運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定							
令和2年度に次期運行事業者選定のプロポーザル方式による選考会を実施予定							

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
市から運行事業者への運行負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
豊栄交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認められた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法に定める以下の地域 (稲武町、旭町、小原村、足助町、藤岡町、下山村)
13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
対象車両：藤岡地域バス ふじバス 三箇線（車両購入申請2年目）
現在上記の路線で使用している車両は、購入から9年以上を迎え、経年劣化により車両故障が増えてきている状況であることから、新規車両を導入する必要がある。

<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>(1) 事業の目標  <b>【藤岡地域バス】</b>          ノンステップ車両のため、高齢者や児童の利用が見込めるため利用者数3%増とする。</p> <p>(2) 事業の効果  <b>【藤岡地域バス】</b>          新型の車両を導入することにより、燃費の改善や車両故障減少による安全性の向上を図り、安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となる。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者<b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p><b>【藤岡地域バス】</b>          地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱          車両の取得を行う事業者及び要する費用の負担者は、豊田市。</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p><b>【藤岡地域バス】</b></p> <p>① 車両の代替による費用削減等の内容          (1) 公有民営方式によるバス事業者等の負担軽減          ・バス事業者が購入とした場合の取得費用概算・・・約22,959千円          (内訳) 車両本体価格： 21,124千円          登録諸費用： 1,835千円（取得税、消費税、事務手数料等）          ※豊田市よりバス事業者に無償貸与されることから、車両導入コストが全額軽減          (2) 代替によるバス事業者等の費用削減          ・バス事業者が車両の点検整備を行っているが、現車両は購入から9年以上を迎えるため今後消耗品等の交換及び修繕等が頻発することが予想され、代替車両とすることでその経費が軽減される。</p> <p>② 代替車両を活用した利用促進策          三箇線は通学での利用が多く、時間帯によって利用が集中している。路線は藤岡地区中心部と中山間部を結ぶ路線であり、坂道やカーブが多く車両への負担が大きい。また、現在の車両がワンステップであるため新規車両をノンステップにすることでユニバーサルデザインにも適合させることができる。車両を代替することで車両故障の減少や安全かつ快適な利用が可能となることを市広報やホームページ、学校等を通じPRしていく。</p>

<p>17. 協議会の開催状況と主な議論          豊田市公共交通会議の開催状況と協議事項</p> <p><b>【稲武地域バス】</b>          平成20年6月18日（第1回）          稲武地域バスの区域運行（デマンド運行）について協議</p> <p>平成22年12月14日（第2回）          稲武地域バスの区域運行の区域拡大について協議</p> <p>平成23年6月28日（第3回）          地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意</p> <p>平成24年6月22日（第4回）          地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意          平成24年12月27日（第5回）          地域バス路線の改編について協議</p> <p>平成25年6月25日（第6回）          地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意</p> <p>平成26年6月26日（第7回）          地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意</p> <p>平成27年6月26日（第8回）          地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意          平成28年2月10日（第9回）          地域バス路線の時刻表改正について協議</p> <p>平成28年6月21日（第10回）          地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意          平成29年2月9日（第11回）          地域バス路線改編について協議</p> <p>平成29年6月22日（第12回）          地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意          平成29年12月25日（第13回）          地域バスの路線改編について協議          平成30年2月9日（第14回）          地域バス（区域運行）の路線改編について協議</p> <p>平成30年6月27日（第15回）          地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意          平成30年12月14日（第16回）          地域バス路線定期運行の路線改編について協議          平成31年2月13日（第17回）          地域バス路線改編について協議</p>
--